

第八十八号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）」を

「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）」を
第五節 林野火災の予防（第二

令中における火の使用の制限（第二十九条）

に改める。

十九条の二・第二十九条の三)

第一条中「関する警報」の下に「（法第二十二条第三項の規定により発せられた火災に関する警報をいう。以下同じ。）」
を加える。

第二十九条第三号及び第四号中「または」を「又は」に改め、同条第五号中「吸がら」を「吸殻」に、「または」を「又
は」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 屋外において裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（前各号に定める行為を除く。）をしないこと（第二十
九条の三に規定する警報が発せられた場合に限る。）。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第二十九条の二 知事は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定に基づき知事がたてる地域森林計画又は同法第七条の二の規定に基づき関東森林管理局長がたてる地域別の森林計画の対象となる区域に、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 知事は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定により火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第二十九条の三 知事は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第二十九条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第六十条第二号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条に次の一号を加える。

六 裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（第二十九条の二第一項に規定する区域において、一月から五月までの間に行う場合に限る。）

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。